

## 保険料負担者の判定

税務調査において、次のケースは是認されるでしょうか。

B が受け取った生命保険金の契約内容は、次のとおりであった。

《内容》

- イ 保険契約者            B
- ロ 被保険者             父親 A
- ハ 保険金受取人        B

( \* 1 ) 保険料の払込資金

A からの贈与による。

( \* 2 ) 保険料の払込

- 毎年の保険料払込額に相当する贈与契約書はない。
- 保険料は、A が毎月直接払い込んでいる。
- 贈与金額が贈与税の基礎控除額以下だったため、贈与税の申告書を提出していない。
- 父親 A は、所得税の確定申告書においてその保険料を生命保険料控除の対象にしていた。

### 【結論】

受け取った満期生命保険金の保険料負担者が父親であると判断されたため、A が受け取った生命保険金は B からの贈与によって取得したものとみなされます。

したがって、一時所得としての申告が否認され、B は贈与税の申告を行うことになります。

(注) 贈与により取得した生命保険金の額

$$\begin{array}{l} \text{満期生命} \\ \text{= 保険金の} \\ \text{受取金額} \end{array} \times \frac{\text{受取人以外の者が負担した保険料の金額の合計額}}{\text{満期時点までに払い込みされた保険料の総額}}$$

## 【解説】

生命保険契約等に係る満期保険金等を受け取った場合における税務上の課税関係については、保険料負担者、被保険者及び保険金受取人が、保険契約上でどのような内容になっていたか、また、その保険金の受取原因が満期によるものか、中途解約による返還金(返戻金)なのか、被保険者の死亡によるものか、によって異なります。

生命保険契約等に係る満期保険金等を受け取った場合の税務上の課税関係は、保険料負担者が誰かによって次のようになります。

☆ 保険契約に係る保険料の負担(支払)者が保険金の受取人であった場合は、その保険金の受取人の一時所得となります(所得税施行令第183条第2項、所得税基本通達34-1(4))。

☆ 保険契約に係る保険料の負担(支払)者が保険金の受取人以外であった場合は、その保険金負担者からの贈与により取得したものとみなされます(相続税法第5条第1項)。



## 【否認されないためには】

満期により受け取った生命保険金の保険料を誰が負担(支払)したかが、本ケースのポイントでした。

《内訳》(\*2)が次のような状況であったら、是認されたと思われます。

### (\*2)保険料の払込

- 毎年、保険料相当額の現金を贈与する贈与契約書を作成。
- Aは、贈与契約に基づいて贈与金額をB名義の銀行口座に振り込み。
- Bは、贈与税の申告書を提出。
- Aは、所得税の確定申告書においてその保険料を生命保険料控除の対象にしていなかった。